

令和6年度
認可保育所等改築・大規模修繕
募集要項

令和6年6月

岡山市 岡山っ子育成局 保育・幼児教育部

こども園推進課

利用児童の安全確保を目的とし、施設の耐震化及び老朽化対策等を計画する岡山市内の認可保育所等の運営事業者に対し、費用の一部補助を検討します。

整備計画の内容を確認するため、以下を熟読し、整備計画に係る書類を提出してください。

なお、予算の確保等の状況により、今回の募集により書類を提出いただいても、補助協議や補助金交付の対象とならない場合があります。

1. 補助の対象とする整備の条件

整備区分	整備目的	内容
(1) 改築 (一部改築含む)	ア 未耐震施設の耐震化	昭和56年以前に建築された施設のうち、耐震診断の結果、改修の必要があるとされた施設の改築（一部改築含む）
	イ 老朽化対策	概ね30年を経過し、老朽化のため使用に堪えなくなった施設の改築（一部改築含む） ※非木造については老朽度調査の結果、現存率80%以下のものに限る
(2) 大規模修繕	ア 未耐震施設の耐震化	昭和56年以前に建築された施設のうち、耐震診断の結果、改修の必要があるとされた施設の大規模修繕 (例) 柱や壁などに耐震補強改修工事等を実施することで、地震発生による建物の倒壊、破損等を防止する。
	イ 防災・減災にかかる改修	水害による危険性が高い地域において、水害対策のために必要な補強工事や設備の整備等 ※既存園舎内での工事に限る (例) 迅速な垂直避難を可能とするエレベーター設置工事、迅速な避難を確保するためのスロープ設置工事、利用児童や職員が避難することができるスペース確保のための工事 等

- ・既存施設を改修する場合には、保育の用に供している建物のすべてが自己所有の物件であること。
- ・原則、令和7年度に着工し完工するもの。ただし、改築で2カ年計画の場合は、令和8年度の完工も可とする。
- ・大規模修繕は、1件当たり500万円以上のものが対象。
- ・防災・減災に係る改修については、施設の避難確保計画が提出されていること。

2. 対象事業者の範囲

認可保育所及び認定こども園を運営する社会福祉法人及び学校法人

3. 対象施設の選定方法等

- (1) 国との協議を経て認められた事業のみを対象とし、予算の範囲内で交付する。予算を超える申請があった場合は、緊急性や必要性を勘案して順位付けを行う。
- (2) 改築（一部改築）は、国との協議に加えて、岡山市児童福祉審議会での審査を経て事業者を決定する。

4. 負担割合

国：1／2，市：1／4，事業者：1／4

5. 土地について

整備を行う土地が岡山県の指定する土砂災害警戒区域（特別警戒区域を含む）に含まれていないこと。ただし、既存園舎と同じ場所（土砂災害警戒区域内の隣接地等含む）で整備する場合は、事前に協議をすること（利用者の安全が担保されると判断した理由書の提出が必要）。

既存園舎の所在地以外で整備を行う場合、事業者が所有権を有している又は所有権を有することが確実であるか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。

国若しくは地方公共団体以外の者から、土地の貸与を受けて整備を行う場合は、最優先順位の地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記することの他、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日付雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭・社会・援護局長連名通知）の規定によること。

また、原則として抵当権、根抵当権等の権利が設定されていない又は抹消が確実であること。

6. 建物について

整備後の建物には、原則として抵当権を設定しないこと。

また、「岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」（以下「設備基準条例」という。）、「岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」（以下「運営基準条例」という。）、「岡山県福祉のまちづくり条例」及び「岡山市くらしやすい福祉のまちづくり条例」に定める基準や、児童福祉法、消防法、建築基準法等の関係法令及び関係通知・通達等を遵守すること。

7. 職員配置及び設備について

整備後の職員配置及び設備等は「設備基準条例」、「運営基準条例」に定める基準や、児童福祉法、消防法、建築基準法等の関係法令及び通知・通達等を遵守すること。

8. 整備工事中の保育について

整備工事中に仮設園舎等で行われる保育についても、原則として「設備基準条例」、「運営基準条例」等の関係法令及び通知・通達等を遵守すること。

9. 募集要項の配布

- 【日 時】 令和6年6月17日(月曜日)から令和6年8月29日(木曜日)まで
(ただし土曜日、日曜日及び祝日を除く)
午前8時30分から午後5時15分まで(時間厳守)
- 【場 所】 岡山市 岡山っ子育成局 保育・幼児教育部
こども園推進課(岡山市役所本庁舎9階)

※ 募集要項は、岡山市公式ホームページからダウンロード可。

10. 事前相談及び事前協議

補助対象であるか等、申請しようとする内容についての確認のため、提出書類の提出に先立ち、事前協議を必須とする。事前協議は、予め電話にて日時を予約し、整備内容の確認ができる書類を持参すること。

- 【日 時】 令和6年6月17日(月曜日)から令和6年8月29日(木曜日)まで
(ただし土曜日、日曜日及び祝日を除く)
午前8時30分から午後5時15分まで(時間厳守)
- 【場 所】 岡山市 岡山っ子育成局 保育・幼児教育部
こども園推進課(岡山市役所本庁舎9階)
電話：086-803-1430(直通)

11. 提出書類の受付

事前協議が終了したものは、下記のとおり提出書類を提出すること。

- 【受付期間】 令和6年9月10日(火曜日)から令和6年9月27日(金曜日)まで
(ただし、岡山市役所閉庁日を除く)
※期限までに準備出来ない書類がある場合は、事前に相談すること。
- 【提出方法】 提出は持参のみとし、郵送等による提出は受け付けない。
- 【提出先】 岡山市 岡山っ子育成局 保育・幼児教育部
こども園推進課(岡山市役所本庁舎9階)
- 【注意事項】 提出書類を受け付けた場合であっても、募集条件や応募資格等に適合しない場合は、審査は行わない。また、受付期間終了後の応募書類の差替えや内容の変更は認めない。
- 【提出書類】 提出書類は以下のとおりとし、正本1部及び副本1部を提出すること。
また、児童福祉審議会用資料として、データも提出すること。

- 1 保育所等施設整備協議書【様式1及び別紙1～3】
- 2 老朽度調査表【様式2-1又は2-2】
- 3 整備運営資金計画書【様式3】
※借入金がある場合には【様式3-1】及び【様式3-2】も提出すること。
- 4 自己資金内訳書(残高証明書を添付)【様式4】
- 5 土地の登記全部事項証明書(正本分は原本とする)
- 6 土地の取得を確認できる書類(売買契約(確約)書等)(該当する場合)
- 7 土地の抵当権抹消を確認できる書類(該当する場合)
- 8 土地の賃貸借契約書の写し(該当する場合)
- 9 地上権若しくは賃借権設定登記を確約する書類(該当する場合)
- 10 土地規制等の状況【様式5】
- 11 建物の登記全部事項証明書(正本分は原本とする)
- 12 地元町内会や隣接地権者等への説明状況報告書【様式6】
- 13 現在園を利用している保護者等への説明状況を確認できる書類(説明会資料等)

- 14 整備工事中の児童の処遇等を確認できる書類
- 15 位置図（既存園舎と整備後の園舎の位置を図示すること）
- 16 設計図書（配置図，平面図，立面図）（平面図には部屋別の利用児童の年齢，定員，床面積，有効内法面積を記載すること）
- 17 部屋別面積調書（整備前，整備後）【様式7】
- 18 工事見積書（工種別設計金額を税込で記載，設計・監理，解体，仮園舎等にかかる費用の見積も提出すること）
- 19 工事工程表（進捗率を図示すること）
- 20 関係機関との事前協議状況表（建築指導課，開発指導課，消防・予防課等）【様式8】
- 21 既存園舎（外観及び主要な部屋）及び整備予定地の写真
- 22 理事会議事録（整備についての意思決定を確認できるもの。評議員会にも諮る場合は評議員会議事録も提出すること）
- 23 国税及び地方税を滞納していないことを証明する書類（納税証明書等）
- 24 その他岡山市が必要と認める書類

【提出書類の綴り方】

提出書類は，それぞれ書類番号順に仕切紙で分けて，左綴じでフラットファイル等に綴り込むこと。

各書類は全てA4サイズ（片面印刷）とし，仕切紙には書類番号を表示したインデックス（見出し）を付けること。

ただし，「16 設計図書」はA3サイズ（片面印刷）も可能とする。

12. 事業予定者決定までの日程

事業予定者決定までの日程は以下のとおりとし，事業予定者の決定後，その結果を通知する。

内 容	日 程
募集開始	令和6年6月17日（月曜日）
相談受付	令和6年6月17日（月曜日）～ 令和6年9月27日（金曜日）
事前協議	令和6年6月17日（月曜日）～ 令和6年8月29日（木曜日）
提出書類受付	令和6年9月10日（火曜日）～ 令和6年9月27日（金曜日）
審議会開催・事業予定者決定	令和7年1月頃
国補助金交付申請・内示・交付決定	令和7年4月頃
施設整備着手	補助金内示後

13. その他

- (1) 提出書類等は返却しないものとする。また，提出書類等は情報公開の対象となり，請求により開示することがあるので，その点を承知の上で提出すること。

- (2) 整備計画に係る書類の作成及び提出に係る一切の経費は、事業者の負担とする。
- (3) 運営する施設等の状況について、現地確認や調査を行うことがあるので、その場合は協力すること。
- (4) 事業予定者として決定を受けた後の計画変更は原則として認めない。
ただし、軽微な変更の場合は本市との協議の上で認めることがある。
- (5) 事業予定者として決定した後でも、下記に該当する場合は事業予定者としての決定を取り消すことがあるので留意すること。
- ① 計画に大幅な変更があった場合。
 - ② 提出書類について、虚偽の記載があることが判明した場合。
 - ③ 補助の対象とする条件を満たしていないことが判明した場合。
 - ④ 地域住民の反対等により、整備計画の実施が困難であると岡山市が判断した場合。
 - ⑤ 正当な理由なく岡山市の指導及び指示に従わない場合。
 - ⑥ その他、法令の規制等により整備計画の実施が見込まれない等、整備計画の実施が困難と本市が判断した場合。
- (6) 補助に係る予算が確保できない場合や、国補助金の対象とならなかった場合、補助金の交付がされない場合がある。
なお、補助金の交付には、別途手続きが必要なため、岡山市の指示及び指導に従うこと。
また、補助金の交付は、工事完了後、実績報告が承認された後とし、2か年度に渡る計画の場合は、1か年度目末及び工事完了後、それぞれ実績報告が承認された後、進捗率に応じて補助金を交付する。
- (7) 補助金額については、提出のあった書類に基づき算定した額を上限とし、実績報告によりその金額を確定する。
書類提出後の計画変更に伴う補助金額の増額については、原則として対応しない。
- (8) 利用者や地元関係者、地域住民等への説明や関係機関等との協議は、事業者の責任において行うこと。
また、書類の提出までに、施設の整備予定地を区域に含む単位町内会(町内会長)に対し、必ず計画の説明を行うこと。
説明方法については面談を原則とするが、面談が出来ない場合は、資料の配布も可能とする。

<連絡先>

岡山市北区大供一丁目1番1号

岡山市役所本庁舎9階

岡山市 岡山っ子育成局 保育・幼児教育部 こども園推進課

電話：086-803-1430(直通)